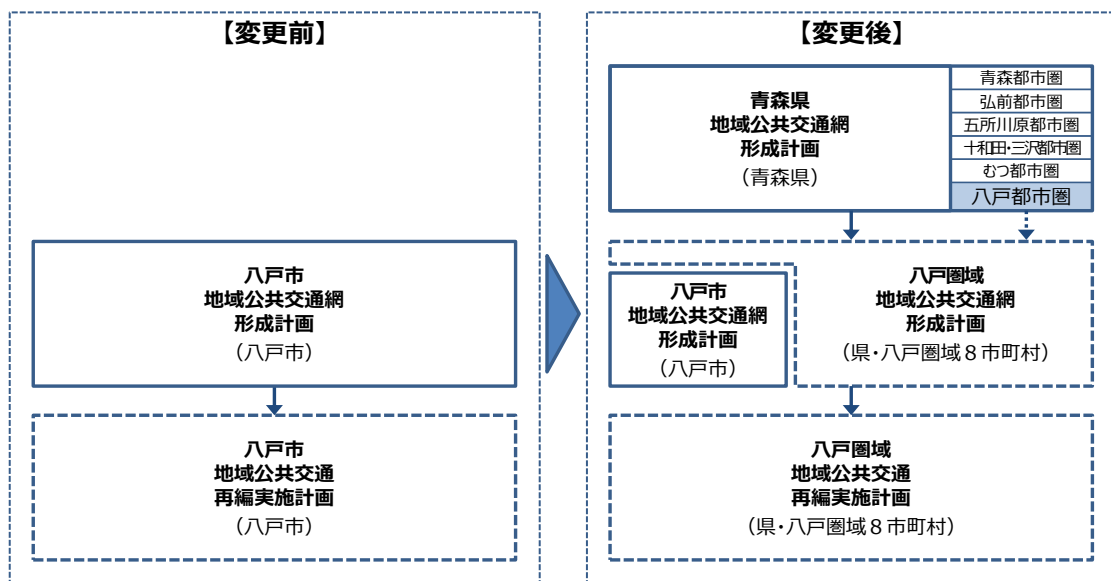


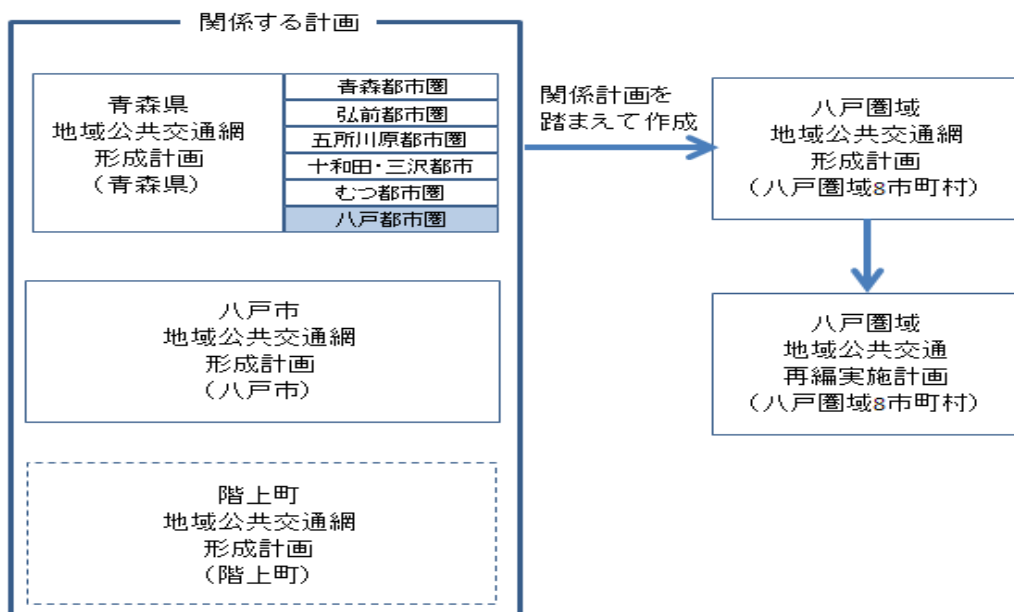
八戸圏域地域公共交通網形成計画及び八戸圏域地域公共交通再編実施計画の作成にいたる経過について

1. 計画の位置づけ

- 八戸市地域公共交通再編実施計画については、八戸市地域公共交通網形成計画に基づき、市内のバス路線等を対象とした計画として平成 29 年度に策定することとしていたが、関係する国の制度変更の動向等を背景に、より広域的な計画として策定する必要が生じた。
- そこで、定住自立圏から続く八戸圏域 8 市町村*の連携により、「青森県地域公共交通網形成計画」の枠組による県の支援を受けながら、八戸圏域内のバス路線等を対象とした「八戸圏域地域公共交通再編実施計画」としての策定をめざすこととし、検討作業を続けてきた。



- だが、平成 30 年 10 月に両計画の協議組織及びスケジュールを再度、県担当者と相談した結果、平成 30 年度内に国から再編実施計画の承認を得るためには、八戸圏域で法定協議会を設置する必要があることが判明した。



2. 圏域の網形成計画に係る法定協議会について

【当初】

- 法定協議会は、県の網形成計画を協議した「青森県バス交通等対策協議会」とするべく調整を行ってきた。



【変更後】

- 今年度内に国から再編実施計画の承認を得るため、八戸圏域で法定協議会を作ることとする。
設置要綱は資料2のとおり。